

まとめにかえて（提言）

提言1 現在「生涯学習センター」の名称を使用している県においては、中教審答申「生涯学習の基盤整備について」で述べている「生涯学習推進センター」の目的、役割・機能を確認するとともに、現状の事務・事業は、真に市町村が求める生涯学習の支援・振興のために機能しているのか再検討することが必要である。

今回の調査で「県の生涯学習センターの設置目的や機能についてどの程度知っていますか」の回答は、図2.1.1のとおりである。問題は、あまり知らない17.3%、全く知らない0.7%で約2割が知らないという事実である。建造物としての県立生涯学習センターが存在していることは知っていても、その目的や役割・機能はあまりよく理解していないのが実態である。今後は特に、生涯学習に関する情報を提供したり、各種の生涯学習施設相互の連携を促進し、人々の生涯学習を支援する体制を整備していくことが重要である。このため、それぞれの地域の生涯学習を推進するための中心機関となる「生涯学習推進センター」（以下、「推進センター」という。）を設置することが必要と考えられる。

提言2 「推進センター」は、その果たすべき機能や人々の学習活動圏の広がりにかんがみ、都道府県が設置し、次に掲げる事業を集中して行うことが適当である。

中教審答申「生涯学習の基盤整備について」（平成2年）より抜粋

（1）生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実に関すること

- ①「推進センター」と各市町村や生涯学習施設との間をコンピュータ等の情報通信手段で結ぶネットワークを構築することにより、都道府県内の学習機会やその内容、利用方法などに関する情報を公民館、図書館等の身近な施設で提供できるようにする。
- ②このシステムを活用し、各種施設における学習相談活動の充実を図る。
- ③各都道府県の「推進センター」相互間における連携・協力を進め、生涯学習情報の交換の範囲を広げるようにする。
- ④これらの生涯学習情報提供システムが全都道府県において整備される見通しが得られる段階では、全国的なネットワークとして機能するための中心的組織を整備する。

（2）学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画に関すること

- ①実態調査や学習相談活動などにより、これに対応した学習機会を提供する。
- ②新たな学習プログラムの研究開発を進める。

（3）関係機関との連携・協力及び事業の委託に関すること

- ①大学・短大等、社会教育施設、スポーツ・文化施設、教育訓練施設、民間教育施設との連携・協力を図る。
- ②これらの施設の自主性を尊重しつつ、講座の開設を委託する。

（4）生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関すること

ボランティアを含め、生涯学習に関する指導者・助言者の養成や研修を行う。

（5）生涯学習の成果に対する評価に関すること

- ①都道府県が行うボランティアや社会教育指導員などの養成・研修事業に対する学習

の成果を評価認定する。

②地域の特色ある事業に関して行われる人材養成等についても評価認定する。

(6) 地域の実情に応じて、必要な講座等を主催する

①既存の機関では十分に提供されていない学習機会を充実するため、体系的・継続的な講座を主催する。

②学習プログラムの研究開発に関連して先導的に講座を開設する。

③「推進センター」を放送大学の学習センターの場として活用する。

提言3 市町村や関係機関に対する生涯学習情報の種類、質及び提供方法について再検討するとともに、学習相談に関する専門的指導者の配置、相談方法・形態、システムなど市町村や学習者の多様なニーズに機能しているか再検討することが必要である。

「県の生涯学習センターがどのような事業を行っているかどの程度知っていますか」の回答は、**図2.1.2**である。ここでも「あまり知らない」17.7%、「全く知らない」0.7%で、約2割が知らないという実態である。知っているのは、センターが行う社会教育主事・生涯学習関係職員研修、学習情報ネットワーク加盟による情報の活用と提供、センターが行う調査研究事業などに直接関わったことがある事業に限られている。そのうち、センターとオンラインによるネットワークが形成されているのは35%前後である(**図2.1.10**)。このような状況において、市町村が最も必要とする情報をどのような方法できめ細かに提供できるか再検討すべきであろう。さらに、関係機関、民間団体、企業(産業教育関係)などが求めている生涯学習に関する情報を適時・的確に提供できるように整備されるべきであろう。

学習相談についても、窓口業務担当者にどのような資質・能力を持つ人が配置されているかによって格段の差異が生ずる。学校教育・社会教育の両方の経験がある人に相談すると、生涯学習や社会教育指導者としての経験もなく、その場で資料をめくりながら事務的に応対する人とは、相談の満足度や学習意欲の高揚の上で大きな違いが生ずるからである。

学習相談とは単なる学習機会や指導者や場所の斡旋ではない。専門的な内容に詳しくなければならぬ。学習相談担当者として望ましいのは、カウンセラーの素養がある人、子育て支援に詳しい人、男女共同参画に詳しい人、青少年の学校外活動に詳しい人などそれぞれの分野において優れた人たちによってチームを作って対応することである。そのための人材の確保は、生涯学習成果の評価・活用の視点からもボランティアを含む地域の有志指導者を登用することである。

提言4 推進センターには資質・能力の優れた専門的指導者を配置して、多様な生涯学習活動に対応できる指導者養成の質的充実を図ることが必要である。

これからの推進センターには、優秀な社会教育主事及び指導主事(県によっては生涯学習指導主事)並びに社会教育主事経験のある退職校長を配置して、次のような幅広い指導

者養成を行うことが必要である。

研修対象

- ①教育委員会事務局職員（社会教育主事を含む）や生涯学習関連施設の行政職員の体系的な研修を行うこと
- ②社会教育・生涯学習関係団体の指導者やボランティアなど民間有志指導者の体系的な研修を行うこと
- ③教育関係指導者（教員、社会教育主事、教育委員会事務局職員など）、福祉関係指導者、団体関係指導者、生涯学習活動に関わる各種有資格者、NPO指導者、ボランティア指導者などの代表者との交換・交流研修会を定期的に行うこと

この研修を行う意義は、青少年の学校外活動や総合的な学習の時間の展開を始め、自然体験活動、社会体験活動、奉仕体験活動、職業体験活動など多様な体験活動を行う際の横断的なネットワークづくりのためである。

研修方法

推進センターに集めて行うという研修パターンは早急に改善する必要がある。「県の生涯学習センターとの連携にあたって、現在どのような課題がありますか」の回答は図2.3.1である。市町村とも1番目に多かったのは、「県の生涯学習センターが遠くにあるため利用しづらい」2番目は「県の生涯学習センターよりも教育事務所（出張所）と連携している」ということから、市町村との協働で研修事業への容易な参加方法・システムの構築に取り組むことが必要である。例えば

○推進センター主催方式

- ①衛星通信を利用して市町村の社会教育施設で受講する。
- ②テレビ会議システムを利用して市町村の社会教育施設で受講する。
- ③推進センター作成のテキストやVTRを使用して市町村の社会教育施設で受講する。
- ④推進センターの研修室で受講する。

○共催方式

- ①推進センターと教育事務所の共催で、教育事務所で受講する。
- ②推進センターと広域市町村圏の教育委員会と共催で、特定の圏域やブロックで受講する。

この共催方式のメリットは、推進センターの職員が現地に出向くことによって、課題となっている「職員同士の面識がない」という回答の解決につながるとともに、推進センターに対する市町村や関係機関からの理解や支持が得られるからである。

○個人方式

- ①一定期間をかけて通信教育によって自宅で受講する。
- ②CATVを利用して自宅で受講する。
- ③推進センターと市町村が開発した指導者研修プログラムに基づき、個人の都合に応じて他機関、他市町村、民間など自由に受講する。

なお、前出の中教審答申において、次のように述べている。

「推進センター」がその機能を十分に果たしていくためには、生涯学習に関して幅広い知識経験を有する専門的職員を配置する必要がある。

「推進センター」には、学習情報の収集・整理・提供、学習相談、学習プログラム

の研究・企画、指導者研修などについて十分な知識経験を有する専門的職員が不可欠であり、このような資質能力を有する者の養成確保を図らなければならない。

また、社会教育に関しては、現在、社会教育主事や図書館の司書、博物館の学芸員などの資格制度が整備されているが、この「推進センター」に置かれる専門的職員についても、既存の専門的職員との関連も踏まえながら、生涯学習に関する実務経験や知識も考慮して、資格を設けることが適当である。

なお、この専門的職員については、他の生涯学習施設にも配置を奨励することが望まれる。

提言 5 推進センターは都道府県内の大学・短大等及び放送大学並びに放送局と連携して、単位の互換を前提とする学びのコンソーシアムを形成し、体系的・継続的・先導的な講座を開設することが必要である。

現在の生涯学習センターは、「県民〇〇講座」などを開設しているが、その恩恵を受けているのは、主にセンター所在地の住民である。いわゆる県立公民館としての域を出ない事業展開になっているケースが見られ、市町村が開設する「〇〇市民大学」との違いが分かりにくい。推進センターの役割の一つは、高等教育機関が設置されていない市町村の住民に対して、高度な学習の機会を提供することである。その際、県内の放送局と連携して、これまでのセンターに集める学習スタイルから個人に届ける学習スタイルへと学習方法を転換する必要がある。その際、提言 2 で述べた方式も考慮する必要がある。

提言 6 推進センターは、県内の高等教育機関、市町村、マスコミ、企業、民間教育産業、NPO、社会教育関係団体などとの協働によって、学習成果の評価と活用の在り方についてモデル基準を作成することが必要である。

生涯学習社会の理念は、学ぶ喜びを味わいながら、いつ学んでも、どこで学んでも、学んだ成果（取得資格、学習歴、取得単位、職業歴、表彰歴、ボランティア活動歴など）が地域や職場で適正に評価される社会の構築にある。これを具現化するためには評価方法・基準の作成が必要である。学習成果の評価・活用は、原則的にはそれぞれの市町村において行うべきであるが、広域市町村圏、都道府県内、全国での評価・活用も考えられることから、推進センターが中心となってモデル的基準を作成することが望ましい。

当面は市町村独自の評価・活用事例を収集しながら、都道府県内で共通する評価・活用のモデルを作成して試行することが望まれる。

提言7 推進センターが学校教育関係者からあまり利用されていない状況にあることから、都道府県の教育研究所（教育研修センター）と協働で、総合的な学習の時間や様々な体験活動のモデル事例を収集・提供するとともに、学社融合のモデルプログラムを開発することが必要である。

提言8 推進センターがその役割・機能を一層発揮するためには、推進センターに配置されている行政身分の専門的指導者（社会教育主事・指導主事など）の役割を、単に推進センターの業務遂行に止めず、本庁が行う生涯学習・社会教育行政のシンクタンクとして、指導面における施策の企画・立案及び教育事務所に対する指導・助言まで拡充する必要がある。

（小山 忠弘）